

地域別最低賃金

<効力発生日:令和7年11月1日>

静岡県最低賃金

時間額 , 0 9 / 円 (改正前 1,034 円)

 静岡県特定最低賃金
 <効力発生日:令和7年12月21日>

 静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金
 時間額 1,117円(改正前1,057円)

 静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金
 時間額 1,133円(改正前1,073円)

上記特定最低賃金共通の適用除外労働者(「静岡県最低賃金」が適用されます。)

18歳未満又は65歳以上の者

雇い入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの(技能実習生は除く) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

地域別(静岡県)最低賃金と特定最低賃金の両方の最低賃金が適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を 支払わなければなりません。

- 「静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金」「静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機 械器具製造業最低賃金」が適用される労働者に対しては、令和7年 11 月 1 日から 12 月 20 日までは静岡県最低賃金 (時間額1,097円)以上、12月 21日からは特定最低賃金額以上の支払が必要となります。
- 「静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」(時間額1,042円)が適用される労働者に対しては、本年度改正がされなかったため、令和7年 11 月 1 日からは静岡県最低賃金(時間額1,097円)以上の支払が必要となります。

## 最低賃金に関する特設サイト

https://saiteichingin.mhlw.go.jp/

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金 特設サイト



## 静岡労働局ホームページ(最低賃金関係)

(各特定最低賃金個別の適用除外その他の詳細は、以下のページで確認できます。)

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/chingin.html

## 静岡労働局

厚生労働省ほか政府では、事業場内の最低賃金引上げを支援するための「業務改善助成金」を始めとした賃金引き上げや中小企業・小規模事業者さま向けの各種支援策をご用意しております。

- ・業務改善助成金: コールセンター ( 0120-366-440 ) 【申請先:静岡労働局雇用環境・均等室】
- ・キャリアアップ助成金: 静岡労働局職業対策課助成金センター ( 054-653-6116 ) 又は お近くのハローワーク
- · 働き方改革·賃金引上げ関係: 静岡働き方改革推進支援センター ( 0800-200-5451 )
- ・価格転嫁関係: 静岡県よろず支援拠点 ( 054-253-5117 ) 又は 下請かけこみ寺 ( 0120-418-618 )
- ・年収の壁突破・総合相談窓口: 0120-030-045

(\*)厚生労働省